

芸団協の実演芸術振興のあゆみ～1971年から2001年基本法まで～

1. 入場税撤廃運動の高まり

「入場税」とは、1938（昭和13）年、戦費調達のため「支那事变特別税法」として導入されたもので、劇場公演、美術展覧会、相撲などに、一時は200%という高率で課せられていた税金である。敗戦直後から、相撲界、音楽・舞踊界、演劇界で、それぞれ減免を求める運動がわきおこり、それらの活動の成果として、税率の軽減、免税点の引き上げが実現し、課税対象が狭められた。その際、相撲、美術展は除外されたが、舞台芸術はギャンブルとともに残されたのである。

音楽、舞踊、演劇等の入場税減免・撤廃運動に、芸団協も1971年から加わった。1974年には舞台入場税対策連絡会議が発足し、入場税撤廃運動の成果として、1975年には免税点3000円への引き上げが実現。1984年には銀座から大蔵省まで千名を越えるパレードが入場税撤廃を訴え、156万名の国会請願を行い、そして免税点5000円への引き上げが実現した。（その後、1989年の一般消費税の導入によって、「入場税」は廃止となった）

このような運動の昂揚は、日本の経済発展にともなう豊かさを求める動きというだけではなく、芸術文化についての理念の問題も含まれている。戦中の「贅沢は敵」、戦後の「復興」のため、芸術を贅沢と考えるこの国の考え方へ転換を求める声だったのだ。すなわち、「芸術は贅沢ではなく人間が生きる上で必要不可欠なものである」との考え方の浸透で、実際、子どもたちに舞台芸術を見せる文化団体として各地に発足した「子ども劇場おやこ劇場」や、演劇鑑賞会など、芸能を愛する市民団体が運動の一翼を担ったことは、その表れだったといえる。

2. 内外の文化政策研究と文化経済学の導入

1983年12月、芸団協の芸能活動推進事業の大きな転換点となる一つのシンポジウム「芸能文化を豊かにする芸能人の集い83-今、創造の現場に何を求めるか」が開催された。基調報告では、芸能文化の抱える課題として「商業主義の支配」「芸能と技術革新」「生活が成り立たない」「創造内容の問題」「聴衆・観客の動向」「文化行政」を挙げ、芸能文化の発展のためには生の芸能の重要性を認識し、現場の芸能関係者の自主的な運動を進めることを基本とし、芸団協の役割として「自主的な運動の経験交流の場づくり」「自主的な運動への援助・育成」「要求の政策化」「生芸能の振興のキャンペーン」の四点が提起された。

続いて1984年8月に「明日の芸能文化を語る＜夏の集い＞」を開催した折には、「芸能文化基本法」の必要性を議論している。これは翌1985年の「文化政策研究会」設置につながり、芸

団協は内外の「文化政策」について研究を開始した。

そのころ日本では、国や自治体の施策を論じる際には、第二次大戦前の文化統制、弾圧政策への反省から、「文化政策」という言葉を避け、「文化行政」という用語が使われていたが、芸団協では海外の文化政策について紹介する『文化政策研究』シリーズを連続刊行したり、国際シンポジウム「文化政策の国際的潮流」を開催したりして、積極的に「文化政策」という用語を用いて、政府の政策としての関与を論じた。これが後に、1989年の文化庁長官の私的諮問機関として「文化政策推進会議」が設置されることにつながっている。

1985年、芸団協はもうひとつ、「芸能文化問題研究委員会」を発足させ、「芸能活動の現状把握」「社会、国民生活と芸能の関係」「芸能文化に関する国 および地方公共団体の施策」「芸能文化に関する法制上の諸問題」といったテーマでの研究をスタートさせた。この委員会活動を通し、社会における芸能の価値 についての研究を深めることとなり、「芸能浴」といった造語を生み出した。また『芸能の社会的機能に関する基礎研究』をまとめ、芸術文化の社会・経済的な 基礎研究や文化政策的観点からの認識を豊かなものにしていく素地をつくり、文化経済学会の発足(1992年)へとつながっていく。

3. 芸術支援のための基金、企業メセナ協議会の発足

1985年、超党派の衆参両院議員で組織する音楽議員連盟が「芸術振興基金」創設を提起した。入場税は廃止されて消費税に吸収され、実質課税が強化されるなか、多くの芸能関係者が参加してプロジェクトチームが編成され「基金」創設に向けての海外調査、理論研究が積み重ねられた。この研究過程で芸団協は『芸術文化振興政策の財政的基礎』『芸術文化振興基金の課題』をまとめ世に問うている。

1990年3月、国立劇場法が日本芸術文化振興会法に改正され、政府出えん500億円、民間出資100億円余の「芸術文化振興基金」がスタートし、芸術に対する公的支援の整備が進んだ。

また、この年の2月、企業メセナ協議会が発足し、民間の芸術支援についてもそのあり方が様々に論じられ工夫されるようになった。1990年は「メセナ元年」として芸術支援の制度的基盤が整いはじめた年として記憶されるようになる。

4. 「芸能基本法」の研究 第一期

芸術文化振興基金誕生に続くステップとして、文化政策研究会は設置当初から課題であった「芸能基本法」（仮称）の研究に着手した。1994年までに、基本法に盛り込まれるべき12項目を想定し、項目ごとに担当を決め、課題の報告と討論を行った。12テーマは、以下のとおりである。

- 1) 国の文化政策目標、
- 2) 芸術文化振興に関する基本原則、
- 3) 国、地方公共団体の文化振興に関する任務と行政組織、
- 4) 財政上の措置-公的助成のあり方と民間との連携・協力について、
- 5) 法制上の措置（税制を含む）、
- 6) 芸術家および芸術文化に従事する者の地位の助長、
- 7) 年次報告／施策を明らかにした文書の国会への報告、
- 8) 公立文化施設、
- 9) 国際交流、
- 10) 芸術文化団体の整備、
- 11) 芸術家ならびにプロデューサーの養成・芸術教育の充実、
- 12) 審議会の設置

芸術文化団体の整備に関連して、「芸能法人」の創設も検討課題であったが、1995年の阪神淡路の大震災を契機に、非営利法人創設の市民運動が盛り上がるなど、芸能組織のあり方、芸能法人にかかわる議論に関連する動きが急展開したことなどもあり、検討を一時停止する状況となった。

5. 実演家の地位に関する研究

芸団協は、実演家の著作権法上の権利を確立するための運動から誕生している。しかし実演家の権利は、著作権法制だけで確立されるものではなく、「実演家の社会的な地位」の問題と不可分である。仕事の内容、一般勤労者と比べて恵まれない社会保障問題をいかに改善するかは芸団協設立の大きな課題であり、実演家の著作隣接権から派生する果実を実演家に還元する一つの方法として芸能人年金共済制度をつくりあげた経緯がある。1975年、芸団協は「労災問題研究会」を開催。1979年からは労災問題研究委員会を設置し、アンケートを実施するなど実態調査にも乗り出していく。また、1989年、テレビ番組撮影時の車輜事故など、多発した死傷事故を受け、シンポジウム「芸能の現場から災害をなくすために」を開催。映像・舞台スタッフ団体と共に芸能関連労災問題連絡会（労災連）を結成した。

しかし、事故は減少するどころか1980年代後半に入ると深刻化してくる。大事故は表面化し、補償の対応が問題となる。そこで立ち上がるのが、実演家が労働基準法第9条の「労働者」にあたり、労働者災害補償保険で救済されるかという問題だ。事故の個別ケースごとに労働基準監督署に判断が委ねられているのが現状であるが、労災保険適用以前で、声すらあげられずに自前で治療費を負担する多くの実演家が存在するという現状もある。

ここには2つの問題が横たわっている。一つは労働基準法の「労働者性」を厳格に解釈運用する行政の立場と、この法の前提ともなっている常用労働者を中心に考えられた制度の硬直性にある。もう一つは、手続きを行えば当然加入が認められるであろう実演家も対象から外れてしまう創造の現場の無知と、承知していても掛け金が払える目途の立たない経済的な貧しさにある。

1984年の「明日の芸能文化を語る<夏の集い>」で芸能基本法が議論された時、その話題の中心になったのが、ユネスコ「芸術家の地位に関する勧告」(1980年)であった。そこには「地位」について以下のように定義されている。

「芸術家が社会において果たすことが期待されている役割の重要性に基づき、芸術家に払われる敬意を意味し、他方では、芸術家が享受すべき自由権及び諸権利(精神的、経済的及び社会的権利を含む)、特に収入及び社会保障に関する諸権利の認知を意味する」

芸団協は、実演家の社会保障に関連して、労相への陳情を皮切りに、労働基準監督署や労働省への実態説明や度重なる要望を行い、国会でも何度か取り上げられた。一連の働きかけを受け、労働省は労働基準法研究会での検討を行い、1996年「芸能関係従事者の労働者性について(新判断基準)」をまとめた。しかし、個別ケースごとに労働基準監督署が判断するという対応に変更はなく、芸能労災の実状を反映した救済制度が整備されるには至っていない。

6. 「芸能基本法」の研究 第二期

1998年、芸団協は「芸能基本法(仮)」の提起に向けて研究を再開し、1994年までに研究した内容を再整理し見直した。

まず、当時いわゆるNPO法(現在の特定非営利活動促進法)制定に向けての動きのなかにあつて、市民の自発的な活動を促進し、民間の団体が自律的に公益的活動を担っていける法制度の整備は、芸術文化活動の推進のためにも重要な課題であるとの観点。

次に、省庁再編、行政改革、地方分権の流れのなかにあつて、地域の特色や独自性を生かす制度づくりという観点。

そして、芸術家をも含む国民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、あらゆる人々が等しく文化的な活動に参加する権利(=文化権)を有し、その活動の自律性、自発性が尊重され、それらを保障する制度を整えるべきである、という観点である。

見直しにあたっては、随時外部の有識者の協力を得て課題を整理し、芸能基本法委員会設置に向けて準備を進めた。1999年度には、芸能基本法委員会と有識者を交えたプロジェクト委員会を設置し、10月に理事会の承認を得て検討を開始した。プロジェクト委員会で検討したテーマは、以下のとおりである。

1. 劇場プロジェクト：舞台芸術の専門家による創造の拠点であり、地域の文化拠点としての「劇場」を法律的に定義するという課題
2. 財政・税制プロジェクト：国、地方自治体の文化政策目標や、芸術への公的支援拡充の視点。また、支援や芸能団体の整備との関連で、「芸能法人」制度の導入は可能か、という視点。
3. 養成・研修プロジェクト：実演家、専門スタッフ、アートマネジメントに関わる専門人材の育成の課題
4. 地位プロジェクト：実演家の社会保障の充実、対価を伴う役務の提供についての契約の義務づけ等、実演家の地位向上に関わる諸問題
5. 行政組織プロジェクト：文化行政を担う組織の現状の問題点と、文化行政の組織のあり方について
6. 国際交流プロジェクト：国際交流の観点から、芸能基本法に盛り込むべき理念について。

検討の前提として、芸団協としては広く芸術文化にかかわる基本法の制定および関連する法的整備を求めるものであるが、芸団協で提起できるのは舞台芸術・芸能に関わる項目だけであろう、ということから、従来芸団協で使用してきた「芸能基本法（仮称）」の提起に向けての検討と位置づけた。

法律制定の実現可能性を考慮し、条文の検討や個別法での対応が現実的なのではという議論もあったが、これまで芸能文化に関わる諸問題を検討してきた蓄積をもとに、部分的な課題の解決策を模索するだけでは芸能振興は進められないとし、まずは広く社会に問うべき課題を全て整理することを目指した。その結果、2001年5月「芸術文化基本法（仮称）の制定および関連する法律の整備を-21世紀、創造的な社会の構築のために-実演家からの提言」（中間まとめ）を、世に問うた。

*詳しくは『芸術文化にかかわる法制＜資料集＞』として2001年8月に刊行されている芸能基本法の研究のまとめを参照のこと。

7. 「文化芸術振興基本法」の成立

芸団協が「芸能基本法」（仮称）の研究を進めていたことを受けて、超党派の国会議員で構成される音楽議員連盟は、1995年当時から、同連盟が取り組むべき課題の中に、「芸術・芸能実演家の地位および芸術文化振興に関する基本法（仮称）等に関する課題」を挙げていた。2000年になってその動きは勢いを増し、課題の筆頭に掲げるとともに、2月の総会で「芸術文化基本法」（仮称）創設特別委員会を置くことを決めた。2001年6月14日には改めて「芸術文化基

本法（仮称）」特別委員会が開催され、同日に、公明党・保守党が、「芸術文化振興基本法案」を衆議院に上程し、継続審議になった。その後の国会および各政党の動きは別掲のとおりだが、10月24日の同議連26回総会決議を機に、まず与党3党で、次いで音議連としての法案一本化に向けて検討がなされ、基本法特別委員会検討案がまとめられた。議連委員会や各党での検討・調整が行われた結果、11月16日に斉藤斗志二ほか15名の議員が「文化芸術振興基本法案」を衆議院に上程。衆議院、参議院それぞれの文教科学委員会で可決、附帯決議についても提案が行われ可決し、最終的に11月30日参議院本会議を通過し、「文化芸術振興基本法」が成立。12月7日に公布ならびに施行となった。

芸団協は、同法成立以後は法律の浸透とその理念の具体化に向けて、運動の展開を開始した。関係諸団体と文化芸術振興基本法推進フォーラム（2003年4月より文化芸術推進フォーラムに改称）を発足させ、芸術振興の働きかけを継続している。